

中国における裁判所のオンライン での訴訟規則



北京魏啓学法律事務所
(中国知財法律事務所)

方善姬
中国弁護士

北京魏啓学法律事務所は2008年に創立され、前身は北京林達劉知識産権代理事務所の法務部で、主に知的財産権などの法律業務を取扱う法律事務所である。現在に至るまで、商標権、専利権、著作権、不正競争等を巡る知財侵害紛争及び技術契約などの知財業務などを大量に扱い、数多くの実績及び経験を積んでいる。方善姬氏は2009年に入所し、専利侵害紛争事件、模倣品対策、知財契約関連などのいろいろな知財に関する法律業務を取り扱う。

【概要】

インターネットの広範な運用に伴い、デジタル技術が裁判実務で深く活用されている。特に、2020年からの新型コロナウイルスの影響で、各地の裁判所が自発的にオンライン方式で立件し、訴訟審理を行った。現在、中国全土の3500以上の裁判所がオンライン訴訟プラットフォームを開設し、便利で有益なオンライン訴訟サービスを提供している。

オンライン訴訟活動を規範化するため、2020年4月に最高裁判所（最高人民法院）は「コロナの予防・コントロール期間におけるオンライン訴訟活動の強化と規範化に関する通知」を発表した。2021年6月17日、最高裁判所は「裁判所オンライン訴訟規則（人民法院在线诉讼规则）」（以下「規則」という）（<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-309551.html>）を正式に公布した。「規則」の施行は、オンライン訴訟が規範化され、当事者の訴訟権利が保障され、訴訟が便利になり、裁判の質と効率を高めるうえで重要で深い意義を持っている。

【詳細及び留意点】

1. オンライン訴訟の適用範囲および効力

オンライン訴訟には立件から執行までの訴訟の各段階が含まれているが、すべてのプロセスがオンラインで行われるわけではない。各種の民事、行政および執行手続事件は、適用条件に合致する場合に限り、オンライン方式で進めることができる。裁判所は当事者の意思、事件の性質、複雑さ、証拠状況などの要素を総合的に考慮したうえで判断することができる。しかし、刑事事件の特殊性を考慮すると、刑事事

件は、主に事件が簡単なもの、手続が簡便なもの、あるいは新型コロナの予防と抑制などの特殊な理由でオフラインで審理できないものに適用される(規則第3条)。

また、オンライン訴訟はオフライン訴訟と同等の法的効力を有する(規則第1条)。

2. オンライン訴訟の適用条件

1) 当事者の同意

オンライン訴訟を行うためには、訴訟当事者が同意しなければならない。当事者の真実の意思表示であれば、口頭同意、訴訟プラットフォームでの同意確認、書面による同意はいずれも有効な方法となる。また、当事者がオンライン訴訟に同意するか否かは、原則として自身に対してのみの判断となる。一方の当事者がオンライン訴訟に同意した場合でも、他方の当事者のオフライン訴訟を選択する権利には影響を与えず、事件は「半オンライン」方式で審理することができる(規則第4条)。

2) 事件の性質、特徴

裁判所は事件の性質、特徴、証拠、社会の関心度などの各要素を総合的に判断する必要がある。例えば、国家安全、国家秘密、重大な涉外事件については、一般的にオフラインで審理しなければならない(規則第5条、第21条)。当事者の数が多く、事件が複雑で、証拠が多く、審理に時間がかかる事件に対して、開廷審理などは一般的にオフラインで展開しなければならないが、このような事件の立件、調停、送達などはオンラインで行うことができる(規則第5条、規則第21条)。

3) 訴訟対応能力

オンライン訴訟を展開するには、裁判所が技術条件を備え、当事者が技術応用能力を備えていることを前提としなければならない。実務において、裁判所は当事者の年齢、職業、身体状況、知識背景、所在地域、インターネット条件、通信設備、操作能力などの要素を総合的に考慮し、当事者がオンライン訴訟に参加する能力と条件を備えているかどうかを判断しなければならない(規則第2条)。

3. オンライン訴訟に関する電子資料

電子資料は訴訟文書資料と証拠資料に分けられる。

1) 電子資料の提出方法

当事者は直接電子訴訟プラットフォームに訴状、答弁状、証拠などをオンラインで記入することもできる。また、スキャン、リメイクなどでデジタル化した後、訴訟プラットフォームにアップロードすることもできる。もし、訴訟資料や証拠自体が電子データの形式で存在するとともに（例えば電子契約、ネット決済証明書など）、その電子データが存在するデータプラットフォームが裁判所訴訟プラットフォームに接続されている場合には、直接電子データを訴訟プラットフォームに導入することもできる（規則第11条）。

2) 電子資料の効力と審査規則

中国の裁判では、証拠に対する審査が厳しく、訴訟資料と証拠資料は原則、原本の提出を要求している。しかし、オンライン訴訟において、全ての原本を提出することは、事件の審理に不都合が生じ、当事者の訴訟における負担が重くなる。「規則」では電子資料の「原本とみなす」効力と審理規則を明確にし、電子資料について原則、原本を提出しなくても審理されるようになった（規則第13条）。

4. オンライン開廷審理

オンライン開廷審理はオンライン訴訟の重要な一環である。

1) オンライン開廷審理の適用状況について、原則として、各種のオンライン審理に適した民事、行政事件および刑事即決裁判手続¹（刑事速裁程序）事件に適用することができる（規則第3条）。当事者が同意せず、客観的な条件が備えられず、事件自体が適切でない場合、オンライン開廷審理を適用しない。

¹公判廷での事実審理や弁論を行わなくてもよい簡易化された審理手続。

2) オンライン開廷審理は訴訟プラットフォームで行わなければならない、電話、書面などの方式を取ってはならない。オンライン開廷審理の流れは、オフライン裁判の手続と同じである（規則第14条）。

3) オンライン開廷審理の際、当事者は裁判活動の厳粛性を確保しなければならない、オフライン開廷審理における規律性要求、禁止性規定と行為規範を遵守しなければならない。また、技術上の理由による等の客観的な事由が原因でない場合、当事者が裁判に参加しない、または勝手に退廷した場合、「裁判を拒否した」または「途中で退廷した」とみなされる可能性がある（規則第24条）。

4) 証人の出頭について、中国の訴訟法に基づき、証人が証言する際は出廷しなければならない、特定の状況で証人は人民裁判所が設置したオンライン証言室（視聴伝送技術方式）で証言することができる（規則第26条）。オンライン開廷審理で、証人のオンライン出頭も証言の形式に属しており、証人が事件を傍聴せず、他人の妨害を受けないことが重要である。現在の技術的条件では、証人はオンライン出頭場所を自由に選択できないが、比較的便利なオンライン出頭場所を指定することによって、オンライン出頭時の証人中立性の問題を解決することができる。

4. 留意点

1) オンライン訴訟を行うことについて当事者が同意した後、状況によって取り下げることができる。しかし、取り下げの申請は、関連訴訟活動を展開する前の合理的な期間内に提出しなければならない、裁判所の審査同意を得なければならない。裁判所は、悪意により故意に訴訟を遅らせたり、相手の当事者の訴訟コストを増やすためと認定できれば、承認しないことができる。

2) 当事者がオンライン訴訟を同意した後、正当な理由なく訴訟審理に参加しない場合、裁判所は訴訟を取り下げとみなすかまたは欠席審理を行うことができるため、当事者はオンライン訴訟の法的効力に留意する必要がある。

3) 電子資料の「原本とみなす」の効力について、当事者が別途紙の原本を提供する必要がないことに限られ、電子資料が証拠能力と証明力を備えることを意味するものではない。証拠の証明力については、証拠内容の真実性、合法性、関連性の問題が審査されるため、当事者は、オフライン訴訟と同様に証拠の収集や保全に留意する必要がある。また、裁判所が電子資料の真実性を疑う場合は、当事者に原本の提示を要求する可能性もあるため、当事者は、証拠の原本、原物の保管についても留意しなければならない。

【ソース】

1. 「裁判所オンライン訴訟規則」 <http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-309551.html>

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)